

人権かながわ

2025



海岸線までつながるフナの海原(奥尻島) (撮影：会員 山本安志)

Contents

2025年10月29日発行
第33号

巻頭言「社会の多様性と生物多様性」…………… 神奈川県弁護士会会長 畑 中 隆 爾 … 2 頁

《 特集 戦後80年・被曝80年 》

『「インディ・ジョーンズ」と被曝の実相」…………… 会員 小賀坂 徹 … 3 頁

《 事 件 報 告 》

「警察署が被留置者を拘束したまま保護室に収容したことに対する勧告事件」…………… 事件委員会委員 … 5 頁
「受刑者が確実に告訴を行うことができる対応を要望した事件」…………… 事件委員会委員 … 6 頁

《 部 会 報 告 》

◆憲法問題及び基地問題調査研究部会「日本学術会議の解体と新法人設立の狙い」…………… 委員 福 田 護 … 7 頁
◆すべての性の平等に関する部会「活動報告」…………… 部 会 員 … 8 頁
◆外国人の権利に関する部会「日本クルド文化協会によるヘイトデモ差止め等請求訴訟について」…………… 委員 河 西 拓 哉 … 9 頁
◆働く人の権利に関する部会「ハラスメントに関する取組について」…………… 委員 田 淵 大 輔 … 10 頁
◆医療と人権部会「次のテーマを探して」…………… 委員 小 林 展 大 … 11 頁

《 委 員 会 報 告 》

「2025年の人権擁護委員会の活動について」…………… 人権擁護委員会委員長 高 木 小太郎 … 12 頁

巻頭言

社会の多様性と生物多様性

神奈川県弁護士会

会長 畑 中 隆 爾



私は、当会会長に就任するに当たり、「多様性」(社会における多様性を応援する)、「装置」(弁護士会は弁護士の力を結集するための装置)、「矜持」(弁護士が信念と自律心を保って活動できるようにする)、「継承」(取組みを継承して未来へつなぐ)という4つのキーワードを掲げた。

筆頭に挙げたのが多様性の応援。社会において、多様性を認め合う寛容さがないと、個人の尊重は実現できない。当会の様々な人権擁護のための取組みの根底にも、多様性の尊重が共通理念としてある。性別・性自認・国籍・出自・障がいの有無・年齢などの属性や差異に配慮し、それぞれの特性を受け容れるような社会の実現を目指すこと。個人の尊厳や平等を守るための前提として多様性の尊重があることは、強調してもしすぎることはない。

本年度も、選択的夫婦別姓制度の導入に向けての取組みを日本弁護士連合会と一体となって行っているが、この問題は、まさに個人の尊厳・アイデンティティに直結しており、多様性を尊重する社会の実現のための重要な課題だ。しかし、いまだ実現に至っておらず、社会の成熟度が問われている。

このことばかりでなく、最近では、社会全体において多様性への不寛容さの蔓延の様相が呈されており、非常に心配な状況である。改めて、多様性の重要性を深く認識しておく必要がある。

そこで思い至るのは、「生物多様性」だ。

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりを意味する。地球上の生きものは40億年という歴史の中で様々な環境に適応して進化し、数千万種と言われる多様な生きものが現れた。その一つ一つに個性があり、全てが直接間接に支え合って生きている。

そして私たちの生活は、生物多様性からもたらされる恩恵(生態系サービス)によって支えられている。清らかな水や空気、豊かな食料や医薬品、

災害から身を守る森や海の力、心を潤す景観や文化等、あらゆる場面において私たちは生物多様性に依存している。

ところが、人間の経済活動による影響により、地球上の生物は自然状態の数千倍のスピードで絶滅している。世界の絶滅危惧種は4万2000種を超え(調査種の約3割)、日本の絶滅危惧種も3500種以上に及ぶ。

生物多様性基本法の前文に「生物の多様性は人類の存続の基盤」と謳われているように、生物多様性の保全は、人類の生存に不可欠な基盤を守ることであり、すなわち究極の人権問題だと言える。生物多様性の危機は、世界中の人間の人権が危機にさらされていることに他ならない。

現在、世界共通の目標として、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復へ反転させようという「ネイチャーポジティブ」が掲げられている。自然と共生する社会への転換が急務となっているところだ。

私たち人間は、生きものの一部として、40億年の歴史の末端に連なるものであるので、多様性の確保が宿命づけられているのは当然ではなかろうか。あえて複雑化して考える必要はない。人類の存続のためには生物多様性の保全が必要、そして、私たちの社会が健全に存続していくためには、個々人の多様な特性の受け容れが必要、ということではないか。

私たち弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とし、法の支配を通じて個人の尊厳を守る役割を担っており、弁護士会は、多様な弁護士の力を結集し、社会に還元していくための装置だ。

多様性が尊重され、個人の尊厳や平等が守られる社会を築いていくため、弁護士会として力を尽くしていきたい。

特集 戦後80年・被曝80年

「インディ・ジョーンズ」と被爆の実相

会 員 小賀坂 徹

1 被爆80年を迎える前年、日本原水爆被害者団体協議会(以下、「日本被団協」という)がノーベル平和賞を受賞した。核兵器の使用が現実味を帯びているという緊迫した世界情勢の下で、自らの被爆体験に立脚し、一貫した核廃絶を訴えてきた日本被団協の受賞に格別の重みを感じ、心から快哉を叫んだ。

2 私が初めて広島・長崎の被爆者と直接の関わりをもったのは、今からおよそ20年前の原爆症認定訴訟においてであった。原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律10条、11条では、「原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者」は原爆症と認定され、医療特別給付を受けることができる。しかし、当時の運用は、残留放射線や内部被爆の影響は無視されており、その結果、原爆投下後、肉親捜しや被爆者の救助のために爆心地に赴いた「入市被爆者」や黒い雨などの残留放射線に被爆した者らの原爆症の認定申請は却下され続けていた。被爆の実情とかけ離れたこうした運用に抗して、広島、長崎をはじめとする全国の被爆者が却下処分の取消しを求めて集団訴訟を提起したのが原爆症訴訟であり、私も神奈川訴訟の弁護団の一員として訴訟に関わることとなったのである。

それまで私の中での被爆者像は、自らの被爆体験を世の中に広く知らしめ、核廃絶を熱心に訴える人々というものだった。しかし、原爆症訴訟の原告たちは、ほとんどがその真逆、つまり自分の被爆体験を語ることに極めて消極的だった。消極的というより語りたがらないという方が正確で、「語り部」のような能弁さは皆無だった。自ら裁判に立ち上がったはずの原告たちのこうした姿に最初は戸惑ったが、すぐにその理由が分かった。多くの被爆者にとって、自らの被爆体験はできれば2度と思い出したくないも

のであり、記憶に蓋をしてしまいたくなるほど壮絶で、過酷で、苛烈なものだからだ。それと共に、様々な差別などもあり、自分が被爆者であることを公にすることで自分の家族、子や孫に何かよからぬ影響が及ばないかということを中心配していたからだ。

しかし、私たち弁護団としては原告の疾病が原爆放射線に起因することを立証するため、原告の重い口を開かせ、それこそ微に入り細に入り、その時の出来事を聞きとらなければならない。原告の思いが分かっているが故に、これはかなり気の重い作業でもあった。実際、私たちの聞き取りを終えた後に、具合が悪くなって寝込んでしまう原告もいたほどだ。それでも被爆者たちが国を相手とする困難な裁判に立ち上がったのは、自分の体に起きた異変をさらけ出すことによって、原爆放射線の健康被害を明らかにし、2度とこのような被害を繰り返してはならないことを訴えるためだった。

対話は「聞き手」がいて初めて成立する。「聞き手」によって対話の内容は大きく左右される。苦悩や苦痛を乗り越えて本当は思い出さなくてもいい体験を語る原告を目の前にして、果たして自分はどのような「聞き手」でいられているのか、いつも問われている気がしていた。よき「聞き手」でいるためには、自分がそこから何を学びどんな行動をしなければならないのか、それを自分自身にも問いかけていた。

3 国は、原爆投下時に爆心地から2キロ以上離れた場所にいた者は被爆の影響を受けておらず、残留放射線も内部被爆も取るに足らないものと強弁した。その上で、被爆後60年以上経ってから癌や白血病など国民の誰しものが罹患する病気に罹ったことが原爆放射線の影響であると主張するのは「非常識」であると、わざわざ口頭での陳述を求めた上で、原告らの目の前で言い放つ

た。最終的に国の主張は退けられ裁判は原告勝訴に終わったが、このような国の姿勢は、被爆の影響を過小評価させ、世界に対して被爆の実相を正確に伝えることを拒否する結果を生んできたといえる。

- 4 横浜地裁で原爆症訴訟の結審を迎える前年「インディ・ジョーンズ4 クリスタル・スカルの王国」(スティーブン・スピルバーグ監督、ジョージ・ルーカス制作)が公開され、大ヒットシリーズの19年ぶりの新作ということで、世界中で多くの観客を動員した。

この映画はこんなシーンから始まる。

「不思議な力を持つ秘宝クリスタル・スカルを欲しがるロシア軍によって核実験場に閉じ込められたジョーンズ博士は、核爆発のスイッチが押される直前、あるものの中に隠れ危機一髪で難を逃れる。ジョーンズ博士が隠れたもの、それは核実験場に放置された冷蔵庫だった。核爆発の直後、キノコ雲が立ち上がるその真下から『やれやれまいったぜ』という感じでジョーンズ博士は冷蔵庫の扉を開け外に出てくる。そして、核爆発の噴煙の立ちこめる中をゆうゆうと歩いて脱出していく。」

その後ジョーンズ博士は何事もなかったように、お決まりの奇想天外な冒険活劇が展開されていき、ハッピーエンドを迎えるのであった。

爆心において冷蔵庫の中で被爆すれば、冷蔵庫ごと焼け焦げて生きていられるはずがない。奇跡的に生き残れたとしても、大量の初期放射線を浴び、さらに残留放射線の蔓延する中を歩いて脱出したとすれば、ほどなく脱毛、出血、発熱、紫斑などの急性症状に苦しみ、おそらく生存している可能性は極めて低いだろう。どのように考えてもその後の冒険譚が成立する余地はない。

ルーカス、スピルバーグというハリウッドを代表する映画人、世界中に極めて大きな影響力を持つ表現者にして、この認識なのである。被爆者が自らの命を縮めてでも、裁判に立ち上がらなければならない理由はここにある。これほどまでに被爆の実相は歪められ、過小評価されているのである。

私は、原爆症訴訟の最終準備書面の冒頭にこのエピソードを書き、法廷で陳述もした。裁判

としてはいささか異例かもしれないが、裁判に立ち上がった被爆者の胸のうかが少しでも伝わればと思ったからである。そして、被爆国日本の政府こそが「インディ・ジョーンズ」に描かれた被爆の漫画的な過小評価を助長していることの問題性を訴えたかったからである。

- 5 それから15年余りを経た現在、被爆者の願いの結実として核兵器禁止条約は発効したものの、日本政府は相変わらずこれに背を向け続けている。さらに「核武装が最も安上がり」と主張する国会議員まで現れるに至っている。この発言が、熟慮の末というより、実に軽々しく述べられていることに、問題の深刻さを感じる。

この状況を被爆者はどう受けとめているのだろうか。勇気と覚悟、そして様々な労苦と葛藤を乗り越えて被爆の実相を語り継いできた被爆者に、私たちはどう応えるのかが突きつけられている。「世界は変えることができる」、このことを証明する責任が私たちにはある。

神奈川県弁護士会人権擁護委員会と憲法問題対策本部は、戦後80年・被爆80年となる今年の「人権シンポinかながわ」にて以下の企画を開催します。

**「日本被団協の田中熙巳さんをお迎えして
高校生と考える
いま、「核なき世界」をどう実現するか」**

◇2025年11月29日(土) 14時～
@神奈川県弁護士会&オンライン

◇登壇者

田中熙巳さん(日本原水爆被害者団体協議会代表委員)、太田昌克さん(共同通信編集委員)、高校生平和大使・高校生一人署名活動に関わる神奈川県の高校生の皆さん

事件報告①

警察署が被留置者を拘束したまま 保護室に収容したことに対する勧告事件

事件委員会委員

1 事案の概要

2021年2月8日、神奈川県警察港南警察署の留置場内で、午前8時30分の朝点検の際に港南警察署勤務の司法警察員より靴下を脱ぐように指示された申立人(被留置者)は、当該指示に従ったにもかかわらず数名の職員に身体を制圧され、ロープで両足を固定され、拘束具で腕を拘束された状態で保護室に入れられた。これは、港南警察署が行った不当な身体拘束であり、身体自由の侵害であるとして、勧告が行われたのが本事案である。

2 調査の経緯

申立人から聴き取りを行ったほか、相手方である神奈川県警本部との間で合計4回に及ぶ照会を行い、慎重な調査を行った。申立人の申立ては、不当な身体拘束の際の暴行や医療措置の問題を指摘するものであったが、調査を通じて、身体拘束を継続したままの保護室収容は自由な排泄すら行えなくなることから、身体拘束を継続した状態で保護室収容の正当性を問うべき事案であると判断した。

3 認定した事実

相手方からの回答を精査し、申立人の両手足をベルト手錠及び捕縄にて拘束したまま約2時間半の間保護室に収容したこと、保護室にはトイレが設置されているがベルト手錠及び捕縄使用時に食事の提供及び排泄の対応は行っていないこと、などの事実が確認できた。

4 人権擁護委員会の判断

本件において、身体拘束及び保護室収容についてその正当性を疑わしめる事実は確認できなかった。

たが、少なくとも保護室収容後に身体拘束を継続することの必要性について事件委員会より相手方に再三詳細な回答を求める照会を行ったにもかかわらず、相手方からは一切具体的な回答はなされなかった。身体拘束は本来抑制的であるべきなうえ、拘束の程度によっては申立人は保護室内で排泄物を漏らさざるを得ず申立人の羞恥心や自尊心が著しく損われる可能性があった状況に照らせば、相手方の具体性を欠く回答から、本件において保護室収容後も手錠等による身体拘束を継続すべき事情があったと認めることはできないと判断し、勧告するに至った。

5 感想

刑務所ないし拘置所等での処遇に比べ、警察署においては被留置者への配慮がより不十分となりやすく、刑事弁護をする中でも早期に拘置所への移送を望む被留置者は多い。そのような状況で、本件のように秩序維持を何にも勝る根拠として身体拘束が容易に行われている現状は少なくないものと思われる。本件調査中に、新宿警察署でも同様に身体拘束をされたまま保護室に収容された事案について訴訟が進行していたこともあり(同事案は本年6月11日に東京都の責任を認める判決が下されている)、被留置者の人権と尊厳に対する著しい軽視は、本事案以外にも存在していると推察される。本勧告がかような処遇の改善の一助となることを願う次第である。

事件報告②

受刑者が確実に告訴を行うことができる対応を要望した事件

事件委員会委員

1 要望の内容

神奈川県弁護士会は、横浜刑務所に対して、受刑者から告訴を行いたい旨の申出があったときは、告訴を行うために必要な手続を具体的に説明し、受刑者が確実に告訴を行うことができるように対応することを要望しました。

この要望は、受刑者であっても保障されるべき告訴を行う権利について、形式的に保障するだけでなく、実質的にも保障することを求めるものです。

2 事案の概要

申立人(受刑者)は、横浜刑務所の刑務官に投げ倒され、怪我をさせられたことについて、告訴を願い出ました。

これに対して、横浜刑務所は申立人からの告訴について、一回目は具体的な事実の記載がないとして受理せず、申立人が具体的な事実を記載した二回目は、告訴の相手が刑務官であることから、横浜刑務所内で捜査を行うことは捜査の公平性及び中立性に支障を生じるおそれがあるとし、申立人に他の捜査機関に告訴することもできる旨を説明して、一回目と同様に受理しませんでした。

3 人権擁護委員会の判断

(1) 申立人は一回目の告訴では、日時、場所、行為者などの具体的な事実を記載していませんでした。そのため、横浜刑務所が受理しないとの対応をしたことは、やむを得ないものでした。

しかし、申立人が具体的な事実を記載して行った二回目の告訴について、横浜刑務所は同所の刑務官を相手とすることから、同所が捜査を行うことには問題があるとして、告訴を受理しませんでした。そのため、申立人は告訴を行う機会を逃してしまったのです。

(2) 告訴をする権利は、刑事訴訟法によって保障されているものです。たとえ、刑務所に収容されていても、告訴をする権利は保障されなければなりません。

そのため、横浜刑務所において、申立人の告訴を受理しないとしても、申立人に対して横浜刑務所以外の捜査機関への告訴の手続を具体的に案内するなどして、申立人が告訴することを現実的に可能にする対応をするべきでした。

(3) 他方で、横浜刑務所において、申立人が告訴を行うことを積極的に妨害したとまでは認められず、説明が不十分なものに止まったと考えられるものでした。そこで、冒頭に記載した内容を要望することにしました。

4 感想

刑務所には多数の受刑者が収容されており、各受刑者から日々、様々な願い出がなされていることと思います。その中で、一人一人の受刑者の願い出に十分な対応をすることは、口で言うほどに容易いことではないかもしれません。

もっとも、告訴をする権利は、犯罪の被害を受けた者が自らの被害を訴えるための重要な権利です。特に、刑務所という閉ざされた空間で、刑務官と受刑者という圧倒的な力関係の格差がある中で犯罪が行われた可能性がある場合には、より一層、告訴をする権利の保障が重要になります。

今回の要望は、以上のようなメッセージを含めたものです。横浜刑務所が要望を真摯に受け止め、適切な対応をしてくれることを期待しています。

部会
報告

憲法問題及び基地問題調査研究部会

日本学術会議の解体と
新法人設立の狙い

委員 福田 護

2025年6月、これまで政府内の「独立の機関」とされていた日本学術会議を廃止し、新たな「日本学術会議」を特殊法人として設立して2026年10月に発足させるという「日本学術会議法」が国会で成立した。

その狙いとは何か。ここでは、筆者の見方を端的に述べる。

1 科学の平和利用と学術会議

日本学術会議は、77年前、1949年1月の発足時の総会において、「われわれは、これまでわが国の科学者がとりきたった態度について強く反省し、今後は、科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下に、わが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんことを誓うものである」との「科学者としての決意表明(声明)」を発した。それは、日本学術会議法の前文に則ったものでもあった。

学術会議はその後、例えば朝鮮戦争に際して、1950年4月に「戦争を目的とする科学の研究には絶対に従わない決意の表明(声明)」を発した。また、安保法制の成立を受けて発足した防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度に対し、2017年3月「軍事的安全保障研究に関する声明」を発し、政府による研究への介入が著しく問題が多いと指摘し、科学研究は時に軍事目的に転用されうするため、研究資金の出所等に慎重な判断が求められる等と表明した。これは大学等の関係機関の応募に抑制的な影響を及ぼした。

2 政府の学術会議攻撃と新法の成立

2020年10月、政府は、総理大臣による学術会議会員の任命は、学術会議の推薦どおりに行う形式的なものであるというそれまでの定着した有権解釈を覆し、突然、人文社会系会員候補者6人の

任命を拒否した。それは政府の、学術会議の換骨奪胎を狙う攻撃の狼煙だった。

経過は省略するが、紆余曲折を経て、本年3月新法案が国会に提出され、学者・市民・弁護士会等の強い反対にもかかわらず、成立をみるに至った。

新法は、学術会議の独立性を徹底するのだという政府の説明であるが、学術会議はこれまで十分に政府から独立して活動をしてきており、立法事実はない。そして現行法の上記前文も、「独立して職務を行う」という文言も消え、内閣府に日本学術会議評価委員会を置き、総理大臣が監事を任命し、さらに会員選定や運営について外部者からなる委員会を設けるなど、政府その他の外部からの介入の仕組みを幾重にも設けている。

そして会員の選考についても、政界や産業界など外部から幅広く推薦できるようにし、とりわけ新法人への移行期については、現会員による推薦を排除して、会員の連続性を切断しようとしている。

3 安保三文書による科学の軍事利用の推進

2022年12月に政府が決定した国家安全保障戦略では、防衛力の抜本的強化が柱に据えられ、その中で「安全保障分野における政府と企業・学術界との実践的な連携の強化」が唱われ、国家防衛戦略では、新しい戦い方のために「先端技術を防衛目的で活用することが死活的に重要」だとされている。

科学の平和利用の根幹を支えてきたこれまでの学術会議を解体し、新法人を設立する新法の制定は、まさしく科学技術の軍事利用を推進できるようにするための強暴な国家意思の発動にほかならない。

さて、日本の国はどこに向かうのだろうか。

部会
報告

すべての性の平等に関する部会

活 動 報 告

部 会 員

すべての性の平等に関する部会の報告は、以下のとおりです。

1 改正民法講義

5月20日に、部会員の斉藤秀樹弁護士に講師をお願いして、改正民法講義を開催した。共同親権が制定され、具体的にどのような問題があるか、講義していただいた。非常にホットなテーマだったので、リアルで16名、Zoomで153名の参加があり、盛況であった。

実際に、来年に法が施行されると、どのような事態が発生するか。離婚した夫から、共同親権の申立が一斉に提起されることが予想される。家庭裁判所のリソースが足りるのか、離婚当時の証拠が残っていない可能性もあり、混乱することが予想される。性の平等に関する部会としても、事態を慎重に見守っていきたい。

2 女性の権利ホットライン

部会では、毎年6月23日に、女性の権利ホットラインを開催している。女性だけでなく、LGBTの方の相談も受け付けている。

今年の電話の本数は、11本。決して多い数字ではない。以前、テレビの取材があったときは、何十本も問い合わせが来たが、このところ、マスコミ関係の取材がなく、電話の本数は伸び悩んでいる。広報の方法を検討する必要がある。ご相談内容は、圧倒的に離婚に関するものが多かった。

3 選択型実務修習

部会では、選択型実務修習として、2月12日午後、LGBTに関するカリキュラムを行った。15名の修習生が参加した。

第1部では、NPO法人SHIP代表の星野慎二さん

に、「多様性を認め自分らしく生きられる社会づくり」について、講義をいただいた。SHIPの活動内容に加え、性的マイノリティを理解するための基礎知識から、同性愛者の扱いをめぐる世界的・社会的な変遷、教育現場での問題、カミングアウトについての問題等、網羅的で詳細な説明であった。

第2部では、SHIPスタッフで臨床心理士の方に、「すべてのトランスジェンダーが包摂される社会のために」という内容のお話をいただいた。トランスジェンダーのトイレの問題などの問題提起から始まり、トランスジェンダーの要点、トランスジェンダーをめぐる日本の現状、トランスフォビアの拡大についての説明の後、最後に「トランスジェンダーはすでにここにいる」、という強いメッセージをいただいた。

第3部では、部会員の橋本陽子弁護士、丁絢奈弁護士による、グループワークを行った。第1部、第2部の講義の後であったため、各グループで活発な議論が行われていた。

修習が終わって実務についてしまうと、なかなか触れることのできないテーマであり、時宜に合ったカリキュラムであった。

4 LGBT電話相談

部会では、毎月第3金曜日の16時から19時まで、LGBT電話相談を開催している。

発足当時は、電話がかかってくることがなく、3時間待つ時間となっていた。しかし、関連団体にもご協力いただいて、広報に力を入れたところ、徐々に電話がかかり始め、今では毎回のように入ってくる。かなり深刻な相談も多いのが現状である。毎回の件数は、0件から3件にとどまっているが、神奈川県弁護士会に常設の相談窓口があるということ自体が意義のあることと自負している。

部会
報告

外国人の権利に関する部会

日本クルド文化協会によるヘイト
デモ差止め等請求訴訟について

委員 河西 拓哉

1 はじめに

2023年(令和5年)の出入国管理及び難民認定法改定の議論が始まった頃から、埼玉県川口市及びその周辺に居住するクルド人に対し、街宣活動やインターネット上の投稿によるデマ・ヘイトスピーチの拡散や盗撮画像の拡散等の嫌がらせが頻発するようになり、今や、クルド人に対するヘイトスピーチや嫌がらせは、排外主義者やいわゆる迷惑系ユーチューバーらの娯楽として消費されるようになっていました。そして、埼玉県川口市に事務所を置く日本クルド文化協会は、ヘイト街宣の主要なターゲットとされています。

2 クルド人について

クルド人は国を持たない世界最大の民族と言われており、クルド人が伝統的に居住してきたクルディスタンと呼ばれる地域は、トルコ東部、イラン北西部、イラク北部、シリア北部、及びアルメニア西部にまたがっています。

日本に滞在するクルド人の多くはトルコ国籍であるところ、UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)などの報告では、クルド人がトルコ国内で迫害や差別の対象となっている事例が多数指摘されています。そして、日本以外のG7参加国やオーストラリアでは、難民として認められるトルコ出身者は数多く存在し、その中の多くはクルド人とされています。

一方、日本で明らかにされているトルコ出身のクルド人に対する難民認定は、2022年に札幌高裁判決を受けてなされた1件のみで、多くのクルド人が難民認定を受けられずにいます。そして、その原因は、そもそも難民認定率が諸外国に比して文字通り桁違いに低い日本の難民認定制度自体にあります。

現在、日本のクルド人人口は約3000人などと

いわれていて、うち多くが川口市及び蕨市に居住しています。その中には、長年日本に滞在して地域社会に定着し、地域住民と友好的な関係を築いている人々も多くいます。

3 日本クルド文化協会によるヘイト
デモ差止め等請求訴訟

日本クルド文化協会は、前述のような在日クルド人に対するヘイトスピーチ等が頻発する事態を受け、2024年12月、当該街宣活動の主催者を被告として、ヘイト街宣活動の差し止めや損害賠償を求める訴訟をさいたま地方裁判所に提起しました。そして、同協会の代表理事であるシカン・ワッカス氏は、同訴訟の提訴記者会見にて、「すべての人が平等に暮らせる社会をつくるため私たちは行動しなければならない。裁判を通じて、日本の少数民族や外国人が安心して暮らせる社会を目指す」と訴えました。

4 さいごに

上記訴訟では、差別的言動による人格権侵害や名誉毀損のほか、平和的生存権の侵害を主張しております。平和的生存権の根拠は、憲法前文の「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」との記載にあります。かかる記載は、国籍にかかわらず、全世界の人々が平和的生存権を有することを高らかに宣言するものであって、平和的生存権は、まさに、クルド人のように、戦争や弾圧、差別で日本へ逃れてくる人々に保障されなければならないものです。

シカン・ワッカス氏が提訴記者会見で述べたように、すべての人が平等に暮らせる社会をつくるため、私たちは行動しなければなりません。

部会
報告

働く人の権利に関する部会

ハラスメントに関する
取組について

委員 田 渕 大 輔



1 ハラスメントアンケートの取組

当会では、2019年度、2022年度と過去に2回、当会の弁護士を対象としたハラスメントアンケートを実施した。そして、2024年度には、当会の事務職員及び法律事務所で勤務する事務職員を対象とするハラスメントアンケートを実施した。

これらのアンケートの分析から、当会においても、弁護士間、あるいは弁護士から事務職員に対するハラスメントが確実に発生していることが確認されている。

2 ハラスメントの発生要因

ハラスメントの発生要因として、まず挙げられるのはハラスメントに対する意識の問題である。

一昔前には、セクハラの典型例として、男性の上司が女性の部下にカラオケのデュエットや宴会で隣の席に座ることを強要し、体に触れたり、性的な発言をしたりすることが挙げられていた。もっとも、これらの言動がハラスメントであることに異論を唱える人は、さすがにいなかったはずである。

他方で、性別による役割分担を当然のこととする意識の下、性別によって評価し、役割を決めるような言動もハラスメントに当たるという意識は、まだまだ十分に共有されていないのではないかと考えている。「女性は、出産や育児があるから採用しない」「事務所にとって重要な仕事は男性に任せろ」「集会の司会は、若い女性が担当の方が華があって良い」、これらは全て、その人の能力や適性ではなく、性別によって人を評価して、仕事の担当を決める発言である。

このような言動もハラスメントにあたることを、当会の中でもさらに浸透させていかなければならない。

3 当会におけるハラスメント対策

当会でも、ハラスメントに関する規則や相談窓口の整備は行われている。もっとも、事務職員も含め、会内において十分に周知が図られているか、ハラスメント対策として機能しているかという点について、検証と改善が必要である。

また、人権擁護委員会は2022年度から、男女共同参画推進本部や研修委員会と協力して、当会の倫理研修の中でハラスメント研修を実施している。研修の時間は昨年度までは15分であったが、本年度から5分長くなり20分となる予定である。限られた時間の中で、先に挙げたハラスメントに関する意識を効果的に浸透させていくために、どのような研修が最適であるのか、他の委員会の知恵も借りながら改善を続けていきたいと考えている。

同時に、事務職員に対するハラスメントを防止していくために、現に被害を受けている、あるいは被害を受けるおそれのある事務職員に対し、当会の規則や相談窓口を伝え、被害を受けた事務職員が確実に相談窓口を利用できるようにしていかなければならない。そのためには、当会が弁護士間だけでなく、弁護士から事務職員に対するハラスメントについても決して許さないこと、事務職員をともに働く重要なパートナーであると認識していることを、事務職員に確実に届くように発信していくことも行っていかなければならない。

部会
報告

医療と人権部会

次のテーマを探して

委員 小林 展 大



1 医療と人権部会の活動経過

既に直近数年間の人権かながわの部会報告において、医療と人権部会(以下「当部会」という。)の活動報告をしてきたところですが、今まで当部会のテーマとして取り上げてきた横浜刑務所における刑務所医療については、レポートを完成させることができました。

そして、当部会の活動としては主に調査研究になるのですが、次のテーマを探しているところです。

2 テーマを探す経過

次のテーマとしては、各部会員からテーマ案を提案して、当部会において検討を続けているのですが、その経過において意外とテーマ設定が難しいということがわかってきました。

活動としては主に調査研究になる以上、医療の分野における人権課題といえるか、文献及び論文等の資料があるか、ヒアリングや照会等の手段によって情報を入手したり、情報の正確性を検証したりすることができるか等といった点がポイントになるのではないかと考えられるのですが、そのようなポイントを踏まえるとなかなか適切なテーマが見つからないという状態にもなっています。

振り返ってみれば、横浜刑務所における刑務所医療についての調査研究は、文献及び論文があり、今までの人権救済の勧告書等もあり、横浜刑務所との関係では照会によって情報を入手したり、情報の正確性を検証することができるほか、年に1回行われている意見交換会の議題として提案することもできるので、調査研究をしやすかったテーマであったのだろうと考えられます。

横浜刑務所における刑務所医療のレポート完成後、当部会では、タスクシフト、オンコール等をテーマにして、文献調査、医療現場へのヒアリング等の方法で調査研究をすることができないか検

討してみました。ただ、検討を進める中で、タスクシフトは医療現場において行われはじめたところで、まだメリット及びデメリットの蓄積がないのではないかと考えられ、タスクシフト、オンコール等のテーマで調査研究を進めていくことはなかなか難しいのではないかとということになりました。

そこで、当部会では、一度次のテーマ設定について仕切り直しをすることとして、各部会員から医療従事者の労働条件に関するテーマを1つ、それ以外のテーマを1つ、それぞれ改めて提案して、再度当部会において検討することとしました。

本原稿執筆時点において、筆者としても改めて医事法の文献、年報医事法学、患者の人権の確立を目指して活動する各市民団体の資料、日本医事法学会の過去の研究大会の資料、医療事故情報センターのニュースレター、医療問題弁護団・研究会の全国交流集会の過去の資料等を検討して、次のテーマを再度提案するところです。

改めて、他の部会員から提案されるテーマ案も当部会で検討して、次の調査研究のテーマを決めていく予定です。

委員会報告

2025年の人権擁護委員会の活動について

人権擁護委員会委員長 高 木 小太郎

人権擁護委員会では人権擁護のための諸活動を行っています。

中心となるのは、個人あるいは団体からの人権救済の申し立てを受けて、調査等を行う人権救済活動です。人権侵害と認められる場合には、常議員会の議を経たうえで、弁護士会として警告や勧告や要望などの措置を行います。最近は年間30件強の申し立てがあり、横浜刑務所の受刑者及び神奈川県内の刑事収容施設に収容されている被収容者からの申し立てがその多くを占めます。

2024年9月以降、本原稿執筆時までの間に3件の人権救済事件について措置を行いました。

このうち2件が刑事収容施設に関する事件でした。

1件目は横浜刑務所の被収容者が刑務所に対して告訴を行いたい旨の願箋が出された際にこれを受理しなかったことについて、刑務所以外の捜査機関に対し告訴をすることを可能とするための十分な説明を怠ったとして、被収容者から告訴をしたい旨の申し出があった場合には、告訴の手続きを可能とするような丁寧な説明をするよう、横浜刑務所に対し要望した事案になります。

2件目は港南警察署において、被収容者に対しベルト手錠及び捕縄でその身体を拘束した状態で、2時間半もの間保護室に収容したことについて、不当な身体拘束であるため今後このようなことがないように勧告をした事案になります。詳細については、本紙各事件委員会からの事件報告をご覧ください。

刑事収容施設における人権救済事件の調査は、調査のため刑事収容施設側に照会をかけるので、措置に至らない事件であっても、刑事収容施設側に問題となり得る事案を意識させ、改善につながるという事実上の効果もあります。

今年度より拘禁刑が導入され、「懲らしめ」から「更生」へと舵が切られました。刑務所も様々な変革があると予想され、刑務官の負担も増える可能性もあります。そのため、刑務官が多忙で、本来なされるべき受刑者への対応が十分にされない可能性もあり、刑務所の状況については引き続き注視していく必要があります。

人権擁護委員会は、人権救済活動の他にも、人権課題の調査、研究、学習会の開催、意見の表明も行っています。

その一つとして、昨年11月には人権シンポ in かながわにおいて「最高裁判所と選択的夫婦別姓～現状の課題と今後の展望」というテーマでシンポジウムを開催しました。

元最高裁判事の櫻井龍子さんの実体験を踏まえた基調講演のあと、櫻井さんと経団連の方、弁護士、選択夫婦別姓訴訟の当事者の方をお招きしたパネルディスカッションは非常に充実したものになりました。

選択的夫婦別姓については、世論調査でもこれを求める声が挙がってきており、当会も2024年6月に「民法750条を改正して選択的夫婦別姓制度を導入することを求める総会決議」を決議しています。選択的夫婦別姓の実現に向けて委員会としても引き続き注力していきたく思います。

アンケートの
お願い

『人権かながわ2025』をご覧いただきありがとうございました。右の二次元バーコードからアンケートへのご協力をお願いいたします。お寄せいただきましたご意見ご感想をもとに誌面のさらなる充実を図ってまいります。

